

あなたの「はじめる」を応援するまち西都

お知らせ

NO. 1397
2022. 2. 1

編集・発行 西都市役所 総務課
TEL0983(35)3001 FAX0983(43)2067
発行 毎月1日・15日

information

案内

- 1 子育て世帯への臨時特別給付金の申請について
- 2 子育て支援特別給付金について
- 3 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
- 4 全国瞬時警報システム(Jアラート)の
コ 全国一斉情報伝達訓練の実施について
- ト 国民年金保険料の納付は口座振替・前納がおトクです
- ④ 5 スポーツ安全保険に加入しましょう
- コ くるみん認定の認定基準などが改正されます
- ト 6 公設市街地駐車場の利用について
- ④ 7 小型充電式電池はごみ収集に出さないください
- 8 農業用廃プラスチックの「特別収集日」について
- 9 農産物をPRするサイト「あぐすと」開設
マイナンバーカード交付・申請のため日曜日窓口を開庁しています
各支所でマイナンバーカードが作れます
- 10 マイナポイント第2弾がはじまりました
プラスチック製容器包装類への異物混入防止について

催し・講座

- 10 「環境フェスタ2022」は中止します
- 11 「オレンジカフェ」を開催します
「まちづくりについてみんなで語ろう」まちづくりワークショップ開催

募集

- 12 会計年度任用職員の募集について(健康管理課 介護保険係)
赤い羽根共同募金助成事業募集のお知らせ
- 13 市営住宅の入居者募集について
公募型プロポーザルの実施について
- 14 「第11次西都市交通安全計画(案)」に対するご意見等を募集しています
「第三次西都市環境基本計画素案」に対するご意見等を募集しています
- 15 まちなか空き店舗見学ツアー参加者募集
「2022宮崎県ふるさと就職説明会」参加者募集
- 16 「宮崎ねりんピック2022」参加者募集

相談

- 16 法務局・人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を開設します

その他

- 17 西都市青少年育成センターだより
西都市地域子育て支援センター つばさ館

新型コロナウイルス感染症の影響により、お知らせ印刷後に内容変更となる場合があります。最新情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報まとめ」をご確認ください。



■ 下表については回覧の際、有効にご利用ください。

※お知らせは市ホームページでも閲覧できます。 URL・・・<https://www.city.saito.lg.jp>

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※市民の皆さんへ※ 新型コロナウイルスに感染された方への思いやりを！ ～差別・偏見をなくしましょう～ ～正しい情報に基づく冷静な行動をしましょう～

子育て世帯への臨時特別給付金の申請について

現在、子育て世帯への臨時特別給付金の申請受付を行っております。申請受付後の審査や書類不備などにより、支給までに時間を要しますので、申請が必要な方で申請がお済みでない場合は、令和3年9月30日時点での住民票の住所地にてお早めに手続きをしてください。

市ホームページにも詳細を掲載しております。ご不明な点などございましたら福祉事務所 子育て支援係までお問合せください。

(1) 申請場所・期間

場所：市庁舎1階 福祉事務所 子育て支援係 ※郵送での申請可（封筒切手代は自己負担になります）

期間：3月15日（火）まで ※必着（土日祝日を除く）

午前9時～12時まで、午後1時～5時まで ※この時間以外の対応不可。

※令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童の申請期間はこの期間によりません。



↑市HP

(2) 申請が必要な方 ※いずれも主たる生計維持者の令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額を超えない方が対象です。

- ・平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童がいる方
- ・令和3年9月から令和4年3月31日までに生まれた児童がいる方（出生に係る手続きの際に給付金の申請案内をします）
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員の方

※中学生までの児童がいて西都市から令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受けている方は、すでに支給済みですので申請不要です（同居している高校生の兄弟分も含みます）。

(3) 必要書類

- ①申請書（福祉事務所窓口で準備しています。郵便申請の場合は市ホームページから印刷してください）
 - ②申請者（夫婦の場合、より所得が高い方）の身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面など）
 - ③申請者名義の通帳やキャッシュカード ※ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要です
 - ④（令和3年1月1日時点の住民票が西都市外の場合）申請者および配偶者の方の令和3年度（令和2年分）の所得課税証明書
※令和3年1月1日時点で住民票があった市区町村で取得してください。
 - ⑤（公務員の方の場合）所属庁から令和3年9月分の児童手当（本則給付）が支給されていることが分かる証明（申請書の証明欄に職場から証明をもらう、または支給決定通知書や給与明細書、通帳のコピーなどを提出）
- ※対象児童と別居している場合は、申請者と児童との関係性がわかる書類（戸籍謄本など）が必要です。
※郵便申請の場合は身分証明書や通帳などのコピーが必要です。通帳は表紙と表紙をめくった1枚目（支店名などが記載されている面）をコピーしてください。
※不備などにより一度の来庁（郵送）で手続きが完了しない場合もあります。ご了承ください。

(4) 支給について

申請完了後、随時申請口座に支給します。後日決定通知書を送付します。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

子育て支援特別給付金について

子育て世帯への臨時特別給付金が、所得制限により支給対象にならなかった世帯に対し、市独自で給付金を支給いたします。**※要申請**

(1) 支給対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童（令和3年9月30日時点で結婚している場合は対象外となります）

(2) 申請対象者

次の①～③にすべてに該当する方 **※夫婦の場合は令和2年中の所得が高い方が申請者になります。**

- ①支給対象児童に該当する児童を養育している方
- ②令和3年9月30日時点で西都市に住民票をおいている方
- ③所得制限により、子育て世帯への臨時特別給付金の対象にならなかった方

(3) 支給額

対象児童1人あたり一律10万円（一度限りの支給）

(4) 申請について（本給付金の対象になる方は全員申請が必要になります）

◎申請場所 市庁舎1階 福祉事務所 子育て支援係 **※郵送での申請可（封筒切手代は自己負担になります）**

◎申請期間 2月1日（火）～28日（月）（土日祝日を除く） **※郵送の場合は2月28日（月）必着**
午前9時～12時まで、午後1時～5時まで（時間外の受付は不可）

※令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童の申請期間はこの期間によりません。

◎申請に必要なもの

- ・申請書（福祉事務所の窓口に用意しているものか、市ホームページに掲載されているもののどちらかをお使いください）
- ・申請者の本人確認書類（免許証・保険証・マイナンバーカード・身体障がい者手帳など）
- ・申請者名義の通帳またはキャッシュカード
- ・（令和3年1月1日時点の住民票が西都市外の場合）申請者および配偶者の方の令和3年度（令和2年分）の所得課税証明書

※令和3年1月1日時点に住民票があった市区町村で取得してください。

★対象児童と別居している場合は、申請者と児童との関係性がわかる書類（戸籍謄本など）が必要です。

★郵便申請の場合は身分証明書や通帳などのコピーが必要です。通帳は表紙と表紙をめくった1枚目（支店名などが記載されている面）をコピーしてください。

★令和4年1月末頃から3月31日までに生まれた新生児については出生に係る手続きの際に給付金の申請案内をします。

(5) 支給について

申請受付後、随時支給します。支給決定次第通知を送付します。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

この給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、以下のような手続きが必要となります。

①住民税均等割非課税世帯

住民税均等割非課税の対象となる世帯へは、市より確認書が届きますので、中身を確認し必要事項を記入した上で、返信用封筒にてご返送ください。
※確認書の送付時期については、**2月中旬**を予定しています。

令和3年12月10日（基準日）時点で西都市へ住民登録のある世帯へ確認書を送付します。基準日より後に西都市へ転入された世帯の方は、転入前の市町村へお問合せください。

②家計急変世帯

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）は、申請が必要となりますので、市役所窓口へ直接お申込みください。

◎申請場所 市庁舎1階 総合案内（非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口）

◎申請期間 2月1日（火）～3月31日（木）※土日祝日を除く

午前9時～12時、午後1時～5時（時間外の受付は不可）

<申請に必要なもの>

- ・請求書 ※窓口に準備しています。
- ・請求者の世帯状況を確認できる書類（戸籍謄本、住民票等のコピーなど）
- ・受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードのコピーなど、金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し）
- ・簡易な収入（所得）見込額の申立書 ※窓口に準備しています。
- ・申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書などの収入額がわかる書類、事業収入・不動産収入に係る経費の金額の分かる書類など

<支給額>

1世帯あたり10万円

<問合せ先>

西都市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター 35-3866

（文書取扱：総合政策課）

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の 全国一斉情報伝達訓練の実施について

地震、津波や武力攻撃などの災害時に、国の全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる緊急情報を、防災行政無線でお知らせする情報伝達訓練を行います。

なお、本市以外でも同様の訓練が全国一斉に実施されます。

今回の訓練は情報伝達訓練のため、防災行政無線での試験放送のみ行い避難訓練などは行いません。

【期 日】 2月16日（水） 午前11時ごろ

【放送内容】（防災行政無線チャイム）
「これは、Ｊアラートのテストです」×3回
「こちらは、ぼうさい西都市役所です」
（防災行政無線チャイム）

※地震など災害発生時には中止になることもあります。

（文書取扱・問合せ：危機管理課 43-0380）

国民年金保険料の納付は 口座振替・前納がおトクです

口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間と時間が省けます。

また、口座振替には当月分保険料を当月末に引き落とされることにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月分前納・1年分前納・2年分前納もあり、たいへんお得です。

●口座振替の方法は「5種類」

- ①通常・・・毎月末日に前月分の保険料を引き落とします
- ②早割・・・毎月末日に当月分の保険料を引き落とします
- ③前納・・・4月末に4～9月分、10月末に10月～翌年3月分を（6カ月分）引き落とします（今年度1, 130円割引）
- ④前納・・・4月末に4月～翌年3月分を引き落とします（1年分）（今年度4, 180円割引）
- ⑤前納・・・4月末に4月～翌々年3月分を引き落とします（2年分）（今年度15, 850円割引）

●申込について

納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、お近くの**年金事務所**または**ご希望の金融機関**へお申し出ください。

また、4月末に引き落とされる前納（6カ月・1年・2年）を希望される方は、2月末までに手続きが必要です。

【問合せ先】高鍋年金事務所 23-5111

（文書取扱：市民課 年金係）

スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険の受付が3月1日（火）から始まります。

子ども会、自治会、運動クラブ、文化・ボランティアクラブなど**4名以上のグループ**で加入できます。加入して、万一のケガや賠償責任などの事故に備えましょう。熱中症や突然死も対象となり、加入区分は活動内容と補償範囲、年齢などによって8区分に分かれ、掛金額は年間800円からです。

①銀行などで加入する場合

「加入依頼書」を記入して指定銀行の窓口へ掛金とともにご提出ください（別途振込手数料が必要）。「加入依頼書」での加入は、令和4年度までで廃止となります。追加加入で加入依頼書が必要な場合は、資料発送センター（0120-222-410）またはホームページよりご請求ください。

②インターネットで加入する場合

パソコンまたはスマートフォンを使用して、「スポあんネット」から必要事項を入力し、コンビニエンスストアにて掛金をお支払いください（別途システム利用料が必要）。

事故通知も「スポあんネット」からできます。

【問合せ先】公益財団法人スポーツ安全協会 宮崎県支部
0985-55-3136

（文書取扱：スポーツ振興課）

くるみん認定の認定基準などが改正されます

◎くるみん認定について

子育て支援が優良な企業を「**子育てサポート企業**」として次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です。宮崎県内では、12月末時点でのくるみん認定企業が44社（うちプラチナくるみん認定企業が1社）となっています。

令和3年6月の改正育児・介護休業法の成立に伴い、くるみん認定の基準などが以下のとおり改正され、令和4年4月1日に施行されます。

○改正ポイント1：くるみん認定基準とマークの改正

- ・男性の育児休業等取得率の基準の引き上げ（7%以上→10%以上）
- ・「両立支援ひろば」への男女育休取得率等の公表

○改正ポイント2：プラチナくるみん認定基準の改正

- ・男性の育児休業取得率の基準の引き上げ（13%以上→30%以上）
- ・女性の継続就業に関する基準の引き上げ（55%→70%）

○改正ポイント3：「トライくるみん」の新設

※認定基準は、現行のくるみんと同じ

○改正ポイント4：「不妊治療と仕事との両立に関する認定制度」の新設

※中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業について（内閣府所管）
中小企業における子育て支援環境を整備する観点から「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業に対し、上限50万円の助成金を支給する事業を実施しています（令和3年10月～令和9年3月）。

【問合せ先】

宮崎労働局雇用環境・均等室 0985-38-8821

（文書取扱：商工観光課）

公設市街地駐車場の利用について

【市街地公設駐車場位置図】

市では、市街地に買い物などに来られる方が近隣の商店街を利用しやすいように、公設市街地駐車場を開放しています。

しかしながら、職場への通勤のための駐車・商店主などによる駐車場の占有や、買い物客に不便を生じさせるような駐車場の利用が見受けられるようです。

駐車場の適正な利用の促進のため、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

《公設市街地駐車場での禁止行為（原則）》

- 自己の駐車場として利用する行為
- 代行運転業、飲食物の販売などの営業行為
- 他の車両の駐車を妨げる行為
- 駐車場及び駐車中の車両を汚損・き損する行為若しくはその恐れのある行為
- その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為

※禁止行為が確認された場合、所有者を調査の上、撤去をお願いすることがあります。

<駐車場開放時間>

午前9時から午後9時まで（妻駅西地区多目的広場・妻駅舎跡駐車場）

この時間帯以外は施錠しております。

問合せ先：商工観光課 まちづくり振興係 43-3222



(文書取扱：商工観光課)

小型充電式電池はごみ収集に出さないでください

小型充電式電池をごみ収集に出すと、ごみ収集車やごみ処理施設での火災につながり大変危険です。

実際に、ごみ処理施設である西都児湯クリーンセンターでは、小型充電式電池が原因とみられる発火事故が、今年度すでに15件発生しています。

もし、火災などにより施設の稼働が停止し、ごみの回収ができなくなれば、市民の皆さんの生活に大きな悪影響が及ぶことになります。絶対に小型充電式電池はごみ収集に出さないでください。

小型充電式電池は、次のとおり拠点回収を行っておりますので、こちらをご利用ください。

【回収品目】

回収対象となる小型充電式電池は、リサイクルマークがついているニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池となります。

これらは、電動工具、コードレス電話、ラジコン、電気シェーバー、デジタルカメラ、コードレスタイプの掃除機などに使われています。

【回収場所】

○市コミュニティセンター1階西側または各支所（午前8時30分～午後5時15分まで）

○市粗大ごみ置き場（午前8時30分～12時、午後1時から午後4時30分まで）

※回収ボックスが用意してあります。

【出し方】

○小型充電式電池は、端子部分をビニールテープなどで絶縁してから、設置してある回収ボックスへ入れてください。

○発火の恐れがあるので、分解しないでください。

【注意事項】

○小型充電式電池を取りはずせる小型家電製品は、小型充電式電池のみを取りはずして回収ボックスに入れてください。

なお、小型充電式電池を取りはずした小型家電製品は、黄色の指定袋（金属類）で通常のごみ収集日に出してください。

○小型充電式電池が取りはずせない小型家電製品は、そのまま回収ボックスに入れてください。

○一度回収ボックスに投入されたものは返却できません。

○家庭から排出されるものに限りです。

○「乾電池」は、透明な袋に入れて、ごみ収集日であればいつでもかまいませんので、決められた集積所に出してください。

○「ボタン電池」は市では収集していませんので、電気店などの回収協力店にお問合せください。

農業用廃プラスチックの「特別収集日」について

【特別収集日時】

通常の農業用廃プラスチック収集日では収集できない、農業用廃プラスチックを『童子丸集積所』にて、以下のとおり受入れます。市ホームページに収集日、搬入方法を掲載していますのでご確認ください。

受入日時	受入地区
3月 7日 (月)	全地区

※受付時間は午前9時～午後3時です。

※正午～午後1時は、休憩のため受入を中断します。

【持込可能なもの】 ※金属部品は、必ず除去してください。

被覆資材シート類	ルートラップシート、光反射シート、防草シート、サニーカーテン、サンサンカーテン、パオパオ、寒冷紗、ブルーシート、シルバービニール、あぜなみ、硬質フィルム、谷シート(黒色)
ネットひも類	キュウリネット、防風ネット、サイレージネット、サイレージ用ひも、バインダーひも、エステル線、ダンバンド、ビニール耳ひも、プラ製ロープ(ひも)
容器類	コンテナ、水稲用育苗トレー、タンク、フレコン、コンバイン(ハーベスター)用袋、固い育苗ポット
灌水資材類	塩ビパイプ、塩ビバルブ、スプリンクラー、固い点滴かん水用チューブ、ホース
農薬容器	ポリ製農薬容器・キャップ、ポリ製農薬袋
その他	パッカー、プラ製支柱、液肥キャップ、ツユトール

【処理費用と支払方法】

処理費用	支払方法
1kgあたり 55円	排出の前後にトラックスケールで計量した後に「現金」または「農業用使用済プラスチック排出者カード(デポジット)」で処理費をお支払いください。

【注意事項】

※シート・ネット類は3m以内に切ってつづら折りし、厚みのあるシート類はロール状にして縛ってください。小さいネット類は透明の袋に入れて搬入してください。

※ブルーシート、コンバイン用袋、パイプ、パッカー、ホース、タンク等は、金属部品を取り除いてから持ち込んでください。

※水稲用育苗トレーは、10枚程度に重ねてダンバンドなどで両側2か所をしっかりと結束してから持ち込んでください。

※塩ビパイプは、1.5m程度に切断した後にダンバンドなどで両側2か所をしっかりと結束してから持ち込んでください。

※ガムテープなどで補強したものは、その箇所を除いて搬入してください。

※タンクは50cm角に切って束ねてください。

<農薬ポリ容器について>

※農薬ポリ容器は、容器とキャップの内側を洗浄してください。

※洗浄後は、よく乾かした後に容器とキャップを分別し、別々に透明な袋に入れて持ち込んでください。

※中身が入っている容器、容器を洗浄していない、分別していないなど、不適切であると判断される場合は受入できません。

(文書取扱・問合せ：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会

〈事務局：農林課 園芸特産係 32-1003〉)

農畜産物をPRするサイト「あぐすと」開設

西都産の農畜産物や加工品を市内外の方々に知っていただくため、PRサイト「あぐすと」を開設しました。

ホームページでは西都産農畜産物を販売する事業者さんを紹介しておりInstagramでは西都産食材を使用したおすすめレシピなどを投稿しています。また、農畜産物にかかる各種イベントについてもサイトを通じて告知していきますので、ぜひご覧ください。

◆ホームページ



◆Instagram



【問合せ】農林課 農政企画係 43-0382

(文書取扱：農畜産物バリューアップ推進協議会〔農林課 農政企画係内〕)

マイナンバーカード交付・申請のため 日曜日窓口を開庁しています

マイナンバーカードをすでに申請済みで、交付通知書(はがきなど)が届いているが、仕事などで平日は市民課に来ることができない方のために日曜日にもカードの交付を行っています。また、これからカードを作りたい方には、新規申請(無料写真撮影付き)も行っています。

ただし各支所では、休日申請などは行っていません。

●日時：2月13日(日)、27日(日)、3月13日(日)、27日(日)
午前9時～午後3時

※マイナンバーカードに関する手続きには、**電話予約が必要**です。必ず事前に電話予約をお願いします。

※日曜日当日の予約・キャンセルはできませんのでご了承ください。

●予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

(文書取扱：市民課)

各支所でマイナンバーカードが作れます

市民課および各支所では、マイナンバーカードの新規申請受付(写真撮影付き)を無料で行っていきます。一度来庁するだけで、本人限定受取郵便などでご自宅に届きます。ただし、申請から約1か月程度日数がかかります。

- 市民課：35-3020
- 穂北支所：43-1113
- 三納支所：45-1111
- 都於郡支所：44-5222
- 三財支所：44-5111
- 東米良支所：49-3031

【マイナンバーカード有効期限通知書(青色の封筒)】

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、5年間有効です。3月が誕生月の方は、2月中旬ごろまでに有効期限通知書(青色の封筒)が届きますので、電話予約をしてからカードと有効期限通知書、カード交付時に設定した暗証番号を市民課までご持参ください。各支所では更新手続きはできません。

署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字
利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字

●予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必ず電話予約をお願いします。予約のない方は、他の方に迷惑がかかりますので、お断りする場合があります。

(文書取扱：市民課)

最大2万円分のマイナポイントがもらえる

マイナポイント第2弾がはじまりました

マイナポイント第2弾として、マイナンバーカードの取得などを行うとお好きなキャッシュレス決済サービスで使える最大2万円分のマイナポイントがもらえます（申込期間：令和5年2月末まで）。

※マイナンバーカードの申請を令和4年9月末までに行った方が対象

1 マイナポイントについて

①マイナンバーカードを取得した方：

上限5,000円分のポイント(25%還元)

②健康保険証としての利用申込をされた方：7,500円分のポイント

③公金受取口座の登録を行った方：7,500円分のポイント

※②③については、令和4年6月頃から開始予定

詳細はマイナポイントホームページをご覧ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>



↑HP

2 申込支援について

本市では、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンなどをお持ちでない方を対象にマイナポイントの申込みを支援します。

○マイナポイント手続スポット

(1) 支援場所 市庁舎2階 商工観光課

(2) 必要なもの ①マイナンバーカード

②マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)

③キャッシュレス決済サービスの媒体

※マイナポイントに対応したものに限り

(お問い合わせ先)

・マイナンバーカードおよびマイナポイント全般

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178

・マイナンバーカード申請および取得の予約などに関すること

市民課 マイナンバーカード係 35-3020

・マイナポイント申込の支援に関すること

商工観光課 産業振興係 43-3222

(文書取扱：商工観光課)

プラスチック製容器包装類への 異物混入防止について

家庭から出された資源ごみについては、資源リサイクル業者に売却し、その収入をごみ処分費用の一部に充てています。

最近、資源ごみの一つである「プラスチック製容器包装類」への異物（分別の間違っているごみ）混入によって、その売却益が低下し、市民に還元されるべき“財産”が損なわれる事態が発生しています。

「プラスチック製容器包装類」は、材質ではなく、食品や商品を入れた



り包んだりしているもので、「プラマーク」の表示を参考にしてください。

また「家庭ごみの分け方・出し方豆辞典」も併せてご確認ください、正しく出していただきますようお願いいたします。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

「環境フェスタ2022」は中止します

1月15日号のお知らせで2月6日(日)開催の案内をしました西都児湯クリーンセンターで開催予定の「環境フェスタ2022」は、新型コロナウイルスの感染急拡大により中止することになりました。

急な中止となりましたことをお詫び申し上げます。感染防止と来場者および関係者の健康・安全を第一に考えてのことですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(文書取扱：生活環境課)

「オレンジカフェ」を開催します

「オレンジカフェ」とは「認知症カフェ」とも呼ばれ、認知症の方やその家族、支援をする方などが集い、情報交換をしたり、お互いに悩みや困りごとなどを共感し合える場でもあります。

今月は、参加者の皆さんと一緒に笑いヨガをします。

もの忘れで悩んでいるご本人やご家族はもちろん、現在介護されている方だけでなく介護経験のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

【開催日】2月24日（木）午後1時30分～3時

【開催場所】生きがい交流広場（妻町1丁目73番地）

【対象者】市内在住で認知症の人・家族・介護に興味のある方 など

【内容】笑いヨガ など

【参加費】無料

【申込先】

市北地区地域包括支援センター（担当：小牧真由美） 32-9595

市南地区地域包括支援センター（担当：小牧朋子） 41-0511

※参加希望の方は電話にてお申込みください。当日参加も可能です。

※**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡をいたします。**

※参加前の体温測定および参加時のマスク着用をお願いいたします。また水筒など水分補給できるものをご持参願います。

（文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係）

共創によるまちづくり推進事業

西都市をもっと好きになろう！ 「まちづくりについてみんなで語ろう」 まちづくりワークショップ開催

今、本市ではダントツのまちを目指し、新しい事、ワクワクすることを始めようとしています。そこで、以下のとおり、まちづくりワークショップを開催します。市内にお住まいの皆さまと「どんな西都市にしたいか」「どんなまちを目指したいか」などざっくばらんに語り、もっと西都市を好きになりませんか。

【日時】2月11日（金・祝） 午後2時～4時30分

【場所】西都商工会議所 2階

【人員】30名（先着順）

【対象】まちづくりに興味がある方

【内容】1部 講話

「これからのまちづくりに必要なこと
～全国のまちづくり事例から学ぶ～」

2部 ワークショップ

「妄想会議！みんなで考える西都のまちづくり」

【講師】株式会社 まちづくり岡崎 松井 洋一郎 氏

内閣府地域活性化伝道師 全国タウンマネージャー協会会長

※当日は新型コロナウイルス感染防止対策として、必ずマスクの着用をお願いいたします。

※感染状況によっては形式を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

※お申込みいただいた個人情報は当事業以外では使用いたしません。

【問合せ・申込み】西都商工会議所 TEL43-2111 FAX43-5722

E-mail scci@miyazaki-cci.or.jp

（文書取扱：商工観光課）

会計年度任用職員の募集について (健康管理課 介護保険係)

業務内容	介護認定申請（更新）に係る該当者の調査
募集人員	1名
任用期間	4月1日～令和5年3月31日
募集期間	2月1日（火）～18日（金）
報酬	月額141,058円以上
勤務時間等	週30時間（1日6時間以内） 休日：土日、祝日および年末年始の指定日
福利厚生	社会保険（健康保険、厚生年金保険）・労災・雇用保険 ・有給休暇制度・通勤手当（2km以上）・期末手当
応募資格	普通自動車免許を有する方 パソコンでの事務処理が可能な方 市税等滞納のない方
応募方法	市販の履歴書に顔写真を添付し必要事項を記載の上、期間内に健康管理課にご提出ください。
採用方法	面接により選考します。 ※面接の日程は、後日連絡します。
問合せ先	健康管理課 介護保険係 43-3024

(文書取扱：健康管理課)

赤い羽根共同募金助成事業募集のお知らせ

～令和4年度共同募金運動による令和5年度事業への助成～

西都市共同募金委員会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな地域福祉の推進や課題解決に取り組むボランティア・福祉団体などの活動を応援することを目的に、以下のとおり助成希望の団体を募集します。

【助成対象団体】

市内で活動する高齢者・障がい児者・児童青少年などに関する福祉活動や地域活動、更生保護などに関連する団体で、令和4年10月1日から12月31日の期間に実施される赤い羽根共同募金運動（街頭募金活動）などへ協力いただける団体

【助成対象期間】

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に行う事業

【申請方法】

申請を希望される団体は2月14日（月）までに以下の問合せ先に連絡をお願いいたします

【お問合せ先】

社会福祉法人 宮崎県共同募金会西都市共同募金委員会
社会福祉法人 西都市社会福祉協議会
〒881-0004 西都市大字清水1035番地1
担当：総務課 総務係 43-3160

(文書取扱：福祉事務所)

市営住宅の入居者募集について

◆「定期募集(抽選会)」について

1. 抽選会開催月(奇数月) : 3月・5月・7月・9月・11月・1月
2. 抽選会日時 : 毎回25日前後、午前10時開始
3. 入居申込

- ・申込用紙を記入の上、必要書類(住民票、所得証明書など)を添付してお申込みください。
- ・申込月の翌月以降の直近開催月から抽選会に参加できます。

※3月抽選については、2月末までに申込完了の方が対象

4. 抽選会開催の通知

入居希望住宅が空家(入居可能)になった場合に、抽選会参加者として抽選会の詳しい情報(空家状況、開催日時、会場など)を通知します。

◆「随時募集」について

申込順に入居受付を行う随時募集も行っております。随時募集住宅の最新の情報は建築住宅課 住宅係までお問合せください。今回の定期募集住宅のうち、一部の住宅について入居希望がない場合、抽選会終了後、随時募集に切り替えます。なお、定期募集との同時の申込みはできませんのでご注意ください。

※市営住宅の空き家数について (1月18日現在)

住宅名	空家数	住宅名	空家数	住宅名	空家数
三宅	15	国分	1	宮之下	3
稚児ヶ池	57	島内	1	鹿野田	9
稚児ヶ池南	5	南方	30	山田	14
酒元	10	杉安	6	都於郡	0
妻東	9	椿原	17	岩崎	2
白馬	8	たて野	0	再開発	9
瀬口	10	札の元	2	合計	208

(文書取扱・問合せ: 建築住宅課 住宅係 43-0379)

令和4年度西都市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について

令和4年度西都市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務を委託するにあたり、以下のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1. 業務内容 ふるさと納税ポータルサイト掲載などに使用する返礼品写真の撮影や返礼品説明画像などの作成を行うもの。
詳細は市ホームページに掲載の仕様書のとおり。
2. 委託期間 契約締結日～令和5年3月31日(金)
3. 公募型プロポーザルの主なスケジュール

公募開始	2月 1日(火)
参加申込書類提出締切	2月18日(金)
課題写真等提出締切	3月18日(金)
審査予定	3月28日(月)
契約締結予定	4月上旬
4. 審査方法 公募型プロポーザル審査委員会を設置し書面にて審査します。
5. その他 詳細は市ホームページに記載する実施要領などをご確認ください。

(文書取扱・問合せ: 総合政策課 32-1000)

「第11次西都市交通安全計画（案）」 に対するご意見等を募集しています

第11次宮崎県交通安全計画（令和3年6月25日宮崎県交通安全対策会議決定）に基づく「第11次西都市交通安全計画（案）」を公表し、皆さんからのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施しております。

■計画案の閲覧・入手方法

- (1)市ホームページで閲覧・ダウンロードできます
ホームページアドレス <https://www.city.saito.lg.jp/>
- (2)市役所総合案内（庁舎1階正面玄関側）、生活環境課（市庁舎2階北側）および各支所で閲覧できます。

■募集対象者

市内に在住・在勤・在学の方、または市内に事業所などを持つ法人や団体

■募集期間

2月21日（月）まで 必着

■提出方法

ご意見等は、住所、氏名（法人、団体の場合は、団体名および代表者名）、連絡先（電話番号など）を記入のうえ、以下のいずれかの方法により提出してください。様式は問いません。

- 郵送 〒881-8501 西都市聖陵町2-1 生活環境課
- FAX 43-4865
- 電子メール kankyou@city.saito.lg.jp
- 直接持参 生活環境課

■提出いただいたご意見等の取扱い

- 個々のご意見等に対して、直接、個別の回答はいたしません。
- 提出いただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表いたします。
- 結果の公表の際には、ご意見等の内容以外の情報（住所・氏名などの個人情報）は公表いたしません。

（文書取扱：生活環境課）

「第三次西都市環境基本計画素案」 に対するご意見等を募集しています

現在、令和4年度から令和10年度までの7年間の環境行政の基本となる「第三次西都市環境基本計画」の策定に取り組んでいます。このたび、計画の素案がまとまりましたので、これを公表し、皆さんからのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施しています。

■素案の閲覧・入手方法

- (1)市ホームページで閲覧・ダウンロードできます。
ホームページアドレス：<https://www.city.saito.lg.jp/>
- (2)市役所総合案内（庁舎1階正面玄関側）、生活環境課（市庁舎2階北側）および各支所で閲覧できます。

■募集対象者

市内に在住・在勤・在学の方、または市内に事業所などを持つ法人や団体

■募集期間

2月24日（木）まで 必着

■提出方法

ご意見等は、住所、氏名（法人、団体の場合は、団体名および代表者名）、連絡先（電話番号など）を記入のうえ、以下のいずれかの方法により提出してください。様式は問いません。

- 郵送 〒881-8501 西都市聖陵町2-1 生活環境課
- FAX 43-4865
- 電子メール kankyou@city.saito.lg.jp
- 直接持参 生活環境課

■提出いただいたご意見等の取扱い

- 個々のご意見等に対して、直接、個別の回答はいたしません。
- 提出いただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表いたします。
- 結果の公表の際には、ご意見等の内容以外の情報（住所・氏名などの個人情報）は公表いたしません。

（文書取扱：生活環境課）

まちなか空き店舗見学ツアー参加者募集

「まちづくり西都KOKOKARA」では、創業・事業承継支援の一環として、まちなか空き店舗見学ツアーを行います。中心市街地のオススメ物件や空き店舗活用法が見学できる貴重な機会ですので、創業、事業承継はもちろん多店舗展開や店舗リノベーションをお考えの方もぜひご参加ください。

当日は、創業等支援事業補助金の説明もあります。詳細は、当所ホームページ (<https://ms-kokokara.jimdofree.com/>) をご覧ください。

- 【開催日時】 3月6日(日)
- 【開催時間】 午後2時～4時頃
- 【案内場所】 小野崎商店街とその周辺
- 【集合場所】 まちづくり西都KOKOKARA 西都市小野崎1-47
- 【内 容】 空き店舗見学、リノベーション事例見学、創業等支援事業補助金の説明
- 【定 員】 5組程度
- 【参加費】 無料
- 【持参品】 筆記用具、雨具(雨天時)など
- 【申込締切】 2月28日(月)

【申込み・問合せ先】

まちづくり西都KOKOKARA

住所：西都市小野崎1-47

営業時間：午前9時～午後5時30分 ※土曜祝日は定休日

TEL：35-3850 メール：saitokokokara-b@titan.ocn.ne.jp

公式LINE ID：@818zpnzp



↑HP

↑LINE

※感染症拡大の状況によっては中止となる場合があります。

(文書取扱：商工観光課)

「2022宮崎県ふるさと就職説明会」

参加者募集

人材を求める県内企業と県内就職希望者の出会いの機会として、オンライン形式による就職説明会が開催されます。今年は、2月に企業約100社が自社の魅力を発信する企業説明会、3月に企業約30社の担当者と意見交換する座談会が開催されます。

○開催日時

【企業説明会】

2月12日(土)、13日(日)、20日(日)、23日(水・祝)、26日(土)、27日(日)

※いずれも午前10時から午後5時10分まで(予定)

【座談会】

3月5日(土)、6日(日)、11日(金)、12日(土)、19日(土)、20日(日)

※いずれも午後1時から3時30分まで(予定)

○対象者

県内での就職を希望する方

○参加企業等

県内に事業所などを有し、県内で就業する人材を募集する企業

【2月 企業説明会】 県内企業約100社および行政関係機関

【3月 座談会】 企業説明会参加企業のうち、約30社

※参加企業等は専用サイトに掲載します。

「2022宮崎県ふるさと就職説明会」で検索してください。

○申込方法

専用サイトの申込フォームから事前申込みが必要です。

※参加費は無料です。

【問合せ先】

宮崎県雇用労働政策課 0985-26-7105

(文書取扱：商工観光課)

「宮崎ねんりんピック2022」参加者募集

「宮崎ねんりんピック2022」の参加者受付を市でも行っています。

【参加資格】県内在住の60歳以上の者

(昭和38年4月1日以前に生まれた者)

【参加費】500円(出場決定後、郵便局で振り込み)

【期日・種目】

期日	実施種目
5月8日(日)	ソフトテニス
5月15日(日)	テニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ターゲット・バードゴルフ、弓道、剣道、グラウンド・ゴルフ、太極拳、バウンドテニス、四半的弓道、ミニバレーボール、ソフトバレーボール、ボウリング、ラグビーフットボール、サッカー、パークゴルフ、水泳、卓球バレー、ダンススポーツ、還暦軟式野球、囲碁、将棋、健康マージャン
5月16日(月)	ミニテニス
5月22日(日)	ラージボール卓球
5月25日(水)	ゴルフ
6月5日(日)	なぎなた

【受付期間】2月1日(火)～28日(月)

※3月1日(火)～15日(火)は宮崎県社会福祉協議会のみ受付

【その他】詳細は福祉事務所にある種目別実施要項でご確認ください。

【問合せ】福祉事務所 高齢者福祉係 32-1010

宮崎県社会福祉協議会 長寿社会推進センター

0985-31-9630

(文書取扱：福祉事務所 高齢者福祉係)

法務局・人権擁護委員による 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止する場合があります。

○日時 2月15日(火) 午前10時から午後3時まで

○場所 生きがい交流広場2階 和室
住所：西都市妻町1丁目73番地
(宮崎太陽銀行西都支店近く)

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談を平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	全国共通ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付窓口

○パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/>

(文書取扱：市民課)

西都市青少年育成センターだより
**子どもをネット犯罪から守るために
 フィルタリングを活用しましょう**

インターネットの普及により、携帯電話やスマートフォンなどは日常生活に欠かせないコミュニケーションの道具になってきています。

しかし、そのような機器を知識のないまま判断力が十分育っていない子どもに与えたり、子どもが不適切な使い方をしたりすることで、ネットいじめや非行に結びつく出会い、リベンジポルノなどの事件に巻き込まれるケースが年々増加しています。

そのような被害から子どもたちを守り、健全育成を図るため、**保護者には18歳未満の青少年が利用するために携帯電話やスマートフォンを契約する際、携帯電話会社に青少年が利用することを伝える義務**があります。

また、保護者は、保護する青少年について、インターネット利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めなければなりません。子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせる際には、子どもが有害情報に触れないようにするために、フィルタリングの設定をすることが重要です。特に、スマートフォンでは、無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用した際でも有害サイトにつながらないようにするアプリ用のフィルタリングを設定する必要があります。

**子どものことで悩みは、ありませんか。
 気軽にお電話ください。**

43-1616

火・水・木曜日の 原則として 午後1時～4時

(文書取扱:西都市青少年育成センター〔社会教育課内〕)

**西都市地域子育て支援センターつばさ館
 利用についてのお知らせ**

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、西都市地域子育て支援センターつばさ館は、当面の間利用時間・利用人数を制限し、予約制(市内在住の方のみ)とします。
- ◎ 行事に関しましては、中止とします。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けるため、以下の対策を講じた上での開館となります。利用者様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
館内で多くの人が密集する状況を避けるため2部制とし、各回の利用を親子3組(6人程度)とさせていただきます。

午前の部 10時～11時30分(90分)

午後の部 1時～2時30分(90分)

- ※ 申込みについては、1週間に1回の利用をお願いします。
- ※ 当日、予約なしで直接来館いただいてもご利用できません。
- ※ 館内での食事は当面の間出来ません。水分補給は可能です。
- ※ 一時保育は当面の間、中止します。
- ※ 園庭での遊びは、中止します。
- ※ コロナ禍での子育ての中では、様々な悩みや迷いがあったり、どうしても閉じこもりがちになってしまいます。悩みを聞いて欲しいなど子育てに関して何かありましたら、ご予約の上ご利用ください。

【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)

【連絡先】TEL:43-1049 FAX:43-1079

【利用時間】月～金曜9:00～15:00 土曜9:00～12:00(育児相談可)

【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします。

(文書取扱:福祉事務所)